

## 南相馬市復興推進計画（案）

平成26年6月 日  
福島県南相馬市

### 1 計画の区域

南相馬市全域

### 2 計画の目標

本市は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けた。特に、福島第一原子力発電所事故の影響により、避難指示が敷かれ、現在も2万2千人を超す市民が市内外において避難生活を強いられている。特に地域経済への影響は深刻で、事業所の休止・閉鎖・撤退が相次ぎ、事業所数及び雇用者数は震災前の約7割にまで減少している状況にある。

また、震災直後は、避難指示により南北の交通網が断たれたこと、必要な物資の受け入れや供給体制が脆弱だったことなどから、物資供給が滞り、市民生活や企業活動に大きな支障が生じていた。

本市では、平成26年3月に見直しを行った「南相馬市地域防災計画」において、震災の経験と教訓から「災害発生後に被災生活に必要な物資を受け入れるための基幹的な備蓄・物流拠点の設置と供給体制の強化」の推進を掲げ、同月に物流・流通関連企業等と「災害時の支援協力に関する協定」を締結している。

このような中で、災害時の流通機能及び物流の確保に資する企業との連携を押し進めるとともに、本市の中核的産業を担う企業の物流施設の機能強化に向けた支援を行うことで、地域経済の活力の再生と雇用機会の創出を図る。

### 3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

災害時の流通機能及び物流の確保に資する企業と連携し、地域経済の活力の再生と雇用機会の創出を図るため、立地企業の物流施設の機能強化に向けた設備投資を支援する。

### 4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

#### ① 事業の内容

本市に立地する昭和運輸株式会社（以下「対象事業者」という。）が、原町区において、物流施設の整備を行うために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における道路貨物運送業は、市内の運輸業・郵便業における従業者数では第1位となる本市の中核的な産業である。また、本事業は、道路貨物運送業の従業者数の約37%を占める対象事業者が実施するものであり、投資の規模としても、対象事業者の年間の減価償却費を大幅に上回るものである。

したがって、本市の中核的な産業である道路貨物運送業の物流施設の機能強化を行うことは、計画の目標に掲げた「災害時の流通機能及び物流の確保に資する企業との連携を推し進めるとともに、本市の中核的産業を担う企業の物流施設の機能強化に向けた支援を行うことで、地域経済の活力の再生と雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社福島銀行、株式会社七十七銀行、株式会社常陽銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

物流施設の機能強化を行う対象事業者は、本市の道路貨物運送業随一の企業であり、本市に本社を構える道路貨物運送事業者の中でトップの売上高及び従業者数を誇っている。

このため、本計画の実施により、対象事業者の物流機能が向上し、雇用の創出及び関連する産業の活性化に結びつくものであり、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生に大きく寄与するものである。

6 その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に規定する関係地方公共団体である福島県からの意見聴取を行った。

また、南相馬市、福島県、原町商工会議所、株式会社福島銀行、株式会社七十七銀行、株式会社常陽銀行、対象事業者を構成員とする南相馬市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。